

東日本大震災で被災された新入学生の方へ

学 習 院 大 学
学生センター学生課

令和 2 年度 授業料の減免措置について（お知らせ）

学習院大学では、東日本大震災で被災された令和 2 年度入学者について、被災の程度に応じ、令和 2 年度授業料の全額を免除する措置を講じることにいたしました。

つきましては、下記 1 の対象者の方で、今回の措置を希望する場合は、本紙の要領で手続きをおとりくださいますようご案内いたします。

記

1. 対象者

令和 2 年度学習院大学・大学院・法務研究科（法科大学院）の在学者（正規生に限る）で、以下①②のいずれかに該当し、併せて③の要件を満たす方

- ① 本人または父母保証人が災害救助法適用地域に居住し、所有する家屋が震災により「全壊」の被害を受け、罹災証明書等の交付を受けた場合
- ② 本人または父母保証人が福島原子力発電所事故により避難を余儀なくされ、罹災証明書等の交付を受けた場合
- ③ 主たる家計支持者の収入金額が、給与所得者 841 万円以下、給与所得者以外 355 万円以下であること

2. 免除額

令和 2 年度納付金のうち授業料全額

3. 申請方法

以下書類を、学生センター学生課窓口（中央教育研究棟 1 階）に提出してください。

- ① 「東日本大震災被災に伴う授業料減免申請書（令和 2 年度新入学生用）」
- ② 「東日本大震災被災に伴う授業料減免 返還先口座届」
- ③ 「罹災証明書」又は「被災証明書」等
- ④ 「収入に関する証明書」＊令和元年 1 月～12 月迄の収入を証明する書類が必要
（給与所得者は源泉徴収票／給与所得者以外は確定申告書第一表と第二表（控））

4. 申請期限

令和 2 年 4 月 24 日（金）16：00 迄

5. 審査結果通知

申請書類に基づき審査を行い、その結果を文書で通知します。

6. 減免方法について

既に納付済みの第一期分授業料については、届出口座への振込みにより返還し、減免いたします。

以 上